

(5) 再任用

①再任用職員とは

地方公務員法第28条の4第1項の規定により採用された職員（以下「再任用常時勤務職員」という。）及び同法第28条の5第1項の規定により採用された職員（以下「再任用短時間勤務職員」という。）をいう。

②再任用の条件

公立学校県費負担教職員又は県立学校教職員のうち、定年退職する者であって、1年間継続して勤務することができる者の中から選考により決定する。

③勤務内容

定年前職員の占める職に準じ、配属先は県教育委員会が決定する。

④勤務時間

常時勤務職員（フルタイム）と短時間勤務職員（パートタイム）があり、常時勤務職員は定年前職員に準じ、短時間勤務職員は週あたり20時間を標準として県教育委員会が定める。

⑤任期

任期は、4月1日から翌年3月31日までの1年とし、条例の定めるところにより更新することができる。

提出書類	提出先	提出部数	提出期日
1. 再任用職員選考出願書 再任用職員選考審査用健康診断書	学校長	(様式再任用1, 2)+写 3部	教育振興事務所の指定した日
2. 再任用職員推薦書	市町村教委	(様式再任用1, 2, 3) +写2部	
3. 市町村の内申書	教育振興事務所 学校教育課	(様式再任用1, 2, 3) +写1部	県学校人事課の指定した日
4. 教育振興事務所の進達書	県学校人事課	1部	
5. 採用決定通知書 (本人宛)			